

## 総合教育会議に関連する事項、運営方法案等について

**1 総合教育会議設置の趣旨****(地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法と言う）第1条の4第1項)**

総合教育会議は、市長と教育委員会という執行機関どうしが、重点的に講ずべき施策について協議調整を行う場であり、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを期して設けられたものである。両者が、公開の場で議論を尽くすことにより、一層民意を反映した教育行政が行われるようにすることを目指す。

**2 総合教育会議の運営に関する要綱(案) (地教行法第1条の4第9項)**

- ・ 設置根拠は法により定められているので、会議の運営に必要な事項は、自律的な要綱又は会議規則により定めることとなる。(資料2)の要綱(案)参照)
- ・ 東大阪市総合教育会議の運営に関する要綱案について、第1回総合教育会議で諮る。

**3 会議で協議・調整(※)する事項として法で規定するもの(地教行法第1条の4第1項)**

- ① 教育行政の大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議・事務の調整
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・事務の調整

**※ 「協議」及び「調整」の意味**

法における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの首長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味する。

総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とすべきではないが、その方針や基準について協議することまで妨げるものではない。

### 3-① 教育行政の大綱に関すること

#### (1) 大綱策定の趣旨

首長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては教育委員会の所管事務に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の法改正においては、首長が教育委員会と協議して大綱を策定することにより、首長と教育委員会が目指すべき教育の目標や理念、施策の根本となる指針を共有し、より一層民意を反映した教育施策の総合的な推進を図ることができるようにするものである。

#### (2) 大綱の策定に関する法の規定

- ・ 首長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。
- ・ 首長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議する。
- ・ 大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

#### (3) 大綱が対象とする期間

法律では定められていないが、首長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4～5 年程度を想定している。

#### (4) 大綱の内容

- ・ 大綱の記載事項として想定されている事柄  
各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。
- ・ 参酌すべき基本的な方針  
国の第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、主に第 1 部及び第 2 部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。（資料 3 参照）

### 3-② 「教育を行うための諸条件の整備その他の重点的に講ずべき施策」として想定されている事項

- ・ 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育のあり方やその連携
- ・ 青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童・生徒への対応
- ・ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策
- ・ 子育て支援 など

3-③「児童、生徒等の生命・身体への被害に対し緊急に講ずべき措置」を協議・調整するものとして想定されている場合

- ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・ 通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

など

上記に類する緊急事態に講ずべき措置を協議・調整するものとして想定されている場合

- ・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
- ・ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

など



## ○東大阪市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法律」という。昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づく東大阪市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議は市長と教育委員会が協議、調整することにより本市教育の課題及び方向性を共有し、連携して教育行政を推進していくために設置する。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（協議・調整事項）

第3条 会議において協議、調整する事項は次の各号のとおりとする。

- （1）教育行政の大綱の策定
- （2）教育の条件整備など重点的に講ずべき措置
- （3）児童・生徒等の生命、身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき措置
- （4）その他市長が必要と認める教育行政にかかる課題

（会議）

第4条 会議は市長が招集する。

2 教育委員会は、協議、調整の必要があると認めるときは、協議すべき具体的事項を書面で示すことにより市長に対し会議の招集を請求することができる。

3 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を、あらかじめ委員に通知して行なう。

4 会議招集の通知後に急施を要する案件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

5 会議の招集を行なった場合には、市長は直ちに会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

（意見の聴取）

第5条 会議は協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは非公開とする。

（議事録）

第7条 市長は、会議終了後、遅滞なく事務局の職員をして、議事録を作成させなければならない。

2 議事録は原則公表する。ただし、会議を非公開としたときは、この限りでない。

（議事録の記載事項）

第8条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前各号のほか市長が必要と認めた事項  
(事務局)

第9条 会議の事務局は市長公室政策調整室とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が会議にはかかって定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月 日から施行する。

## 教育行政の「大綱」と国の教育振興基本計画の参酌すべき基本的な方針について

### 1 「大綱」に関する規定

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

### 2 国の教育振興基本計画に関する規定

- 教育基本法第17条第1項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

### 3 国の教育振興基本計画の計画期間

第1期教育振興基本計画      平成20年度～平成24年度（5か年間）

第2期教育振興基本計画      平成25年度～平成29年度（5か年間）

### 4 「参酌すべき基本的な方針」

国の第2期教育振興基本計画においては、主に第1部、及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。

## 第2期教育振興基本計画の概要

### ○ 計画の考え方（前文より）

- ・ グローバル化の進展の中で、産業空洞化や生産年齢人口の減少などの深刻な諸課題を抱える我が国は極めて危機的な状況にある。
- ・ 持続的な社会を実現するためには、社会を構成する全ての者が、当事者として危機感を共有し、それぞれの現場で行動することが求められる。このためには、「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなどの日本の「強み」を踏まえて、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められており、そのためには、多様性を基調とする「自立、協働、創造」の三つがキーワードとなる。
- ・ 教育こそが、社会全体の発展を実現する基盤であり、特に少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが、危機を回避させるものである。
- ・ 教育行政としては、教育の再生を図り、何より責任を持って教育成果の保障を図っていくことが求められ、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の要請」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置づけ、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。

### ○ 計画の体系

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
<b>I 4つの基本的方向性に基づく方策</b>			
<b>1 社会を生き抜く力の養成</b> ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～ →「教育成果の保証」に向けた条件整備	<b>1 「生きる力」の確実な育成</b> 変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身につけさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。 (確かな学力) 世界トップの学力水準を目指す。 (豊かな心) 豊かな情操や、他者、社会、自然・環境とのかかわり、自らを律しつつ、共に生き	<b>1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実）</li> <li>・ ICTの活用等による新たな学びの推進</li> <li>・ 高等学校教育の改善・充実 など</li> </ul>
		<b>2 豊かな心の育成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育の推進</li> <li>・ 人権教育等の推進</li> <li>・ 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実</li> <li>・ いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底</li> <li>・ 学校における体験活動及び読書活動の充実</li> <li>・ 伝統・文化等に関する教育の推進</li> <li>・ 青少年を有害情報から守るための取組の推進 など</li> </ul>



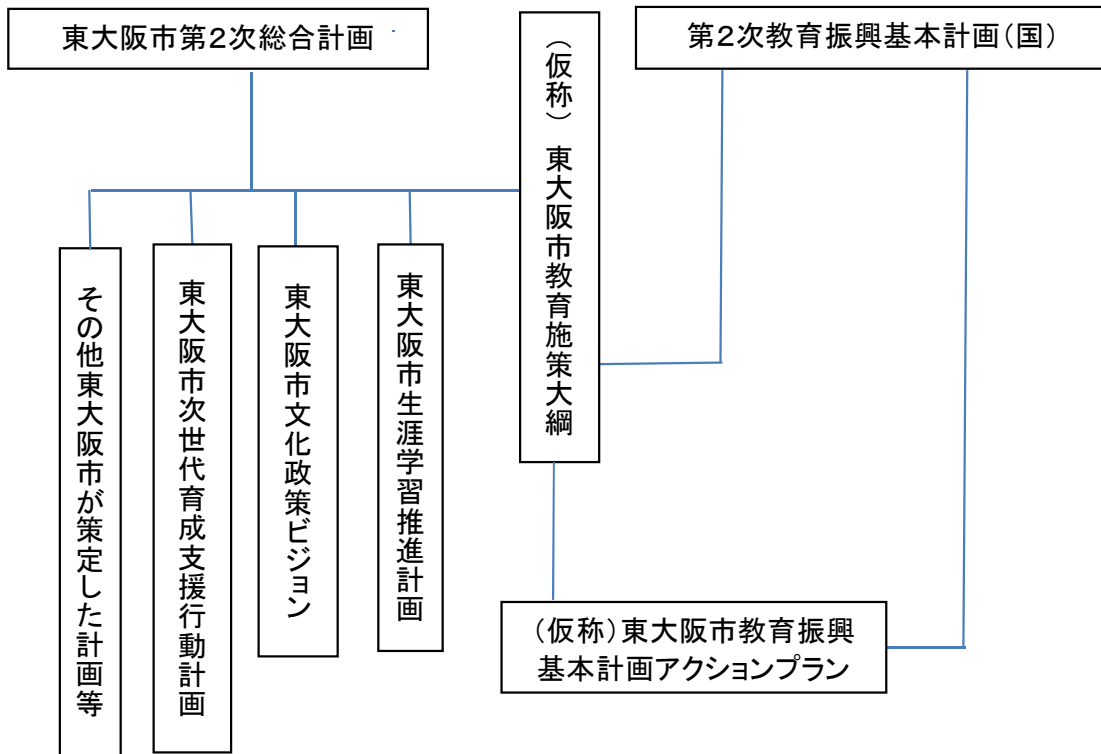
4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
	<p>る力、主体的に判断し、適切に行動する力などをもつ子どもを育てる。 (健やかな体)</p> <p>今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。</p>	<p>3 健やかな体の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健、学校給食、食育の充実</li> <li>学校や地域における子どものスポーツ機会の充実</li> <li>学校における体験活動の充実</li> <li>主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実 など</li> </ul>
		<p>4 教員の資質能力の総合的な向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学び続ける教員を支援する仕組みの構築 ～養成・採用・研修の一体的な改革～</li> <li>教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用</li> <li>教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化</li> <li>適切な人事管理の実施の促進 など</li> </ul>
		<p>5 幼児教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育の質の向上</li> <li>質の高い幼児教育・保育の総合的提供等</li> </ul>
		<p>6 特別なニーズに対応した教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な就学手続きの実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等</li> <li>発達障害のある子どもへの支援の充実</li> <li>特別支援学校の専門性の一層の強化</li> <li>海外で学ぶ子どもたちや帰国児童生徒、外国人の子どもたちに対する教育の充実</li> </ul>
		<p>7 各学校段階における検証改善サイクルの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等</li> </ul>
	<p><b>2 課題探究能力の習得</b></p> <p>知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身につけられるよう、学生の主体的な学びを確立する。</p> <p>このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換を図る。</p>	<p>8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換</p>	<p>(省略)</p>
		<p>9 大学教育の質の保証</p>	<p>(省略)</p>
		<p>10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築</li> <li>高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換</li> </ul>

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
	<p><b>3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得</b></p> <p>社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力を生涯を通じて身に付けられるようにする。</p> <p>このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。</p>	<p>11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進</li> <li>様々な体験活動及び読書活動の推進</li> </ul>
	<p><b>4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等</b></p> <p>社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を生涯を通じて身に付けられるようにする。</p> <p>このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。</p>	<p>12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進</p> <p>13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人材の育成の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進</li> <li>修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築</li> <li>ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進</li> <li>社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進</li> <li>学校横断的な職業教育の推進</li> <li>各学校段階における職業教育の取組の推進</li> <li>社会への接続支援</li> <li>社会人の学び直しの機会の充実</li> </ul>
<p><b>2 未来への飛躍を実現する人材の養成</b></p> <p>～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～</p> <p>→創造性やチャレンジ精神、リー</p>	<p><b>5 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成</b></p> <p>「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、と</p>	<p>14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進</li> <li>理系人材の養成</li> <li>スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成</li> </ul>
		<p>15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進</p>	<p>(省略)</p>

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
<p>ダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成</p>	<p>りわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。 これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学生数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを旨とする。</p>	<p>16 外国語教育、双方向の留学生交流、国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語をはじめとする外国語教育の強化</li> <li>高校生・大学生・専修学校生等の留学生交流・国際交流の推進</li> <li>高校・大学等の国際化のための取組への支援など</li> </ul>
<p><b>3 学びのセーフティネットの構築</b></p> <p>～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～</p> <p>→教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保</p>	<p><b>6 意欲ある全ての者への学習機会の確保</b></p> <p>様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。 これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。</p>	<p>17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育に係る教育費負担軽減</li> <li>義務教育に係る教育費負担軽減</li> <li>高等学校段階に係る教育費負担軽減</li> <li>東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援など</li> </ul>
		<p>18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援</li> <li>「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等</li> <li>東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア</li> <li>生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実</li> <li>いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底</li> </ul>
	<p><b>7 安全・安心な教育研究環境の確保</b></p> <p>子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。</p>	<p>19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心な学校施設</li> <li>学校安全の推進</li> </ul>

4つの基本的方向性	8つの成果目標	30の基本施策	主な取組
<p><b>4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成</b></p> <p>～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～</p> <p>→学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備</p>	<p><b>8 互助・共助の活力あるコミュニティの形成</b></p> <p>個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助の活力あるコミュニティを形成する。</p> <p>特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。</p>	<p>20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体で子どもたちの活動や地域コミュニティの形成を支援する取組の推進</li> <li>地域とともにある学校づくりの推進</li> <li>学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進</li> <li>地域における学び直しに向けた学習機能の強化</li> </ul>
		<p>21 地域社会の核となる高等教育機関（COC構想）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COC(Center of Community 地域コミュニティの中核的存在としての大学等)構想を推進する高等教育機関への支援</li> </ul>
		<p>22 豊かなつながりの中での家庭教育支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティの協働による家庭教育支援の推進</li> <li>子どもから大人までの生活習慣づくりの推進</li> </ul>
<b>II 4つの基本的方向性を支える環境整備</b>			
		<p>23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立</li> <li>地域とともにある学校づくりの推進</li> </ul>
		<p>24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級規模及び教職員配置の適正化</li> </ul>
		<p>25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好で質の高い学校施設の整備</li> <li>教材等の教育環境の充実</li> </ul>
		<p>26 大学におけるガバナンスの機能強化</p>	<p>(省略)</p>
		<p>27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進</p>	<p>(省略)</p>
		<p>28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備</p>	<p>(省略)</p>
		<p>29 私立学校の振興</p>	<p>(省略)</p>
		<p>30 社会教育推進体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育推進体制の強化</li> </ul>

○教育施策大綱及び教育振興基本計画アクションプランと他の計画との相関図



(他の計画との整合性等について)

・東大阪市(地方公共団体)においては第2次総合計画が他の計画の上位計画となっており、街づくりを視点に整理されたものとなっている。

・例えば、次世代育成支援行動計画は子育て及び健やかな子どもの成長といった視点で、また、生涯学習計画では、市民一人ひとりのスキルアップやキャリアアップ、生涯を通して自主的・自発的に行う学習活動、スポーツ活動、文化活動、趣味などの視点で示されている。その他の東大阪市が策定した計画についてもそれぞれの視点で策定されている。

・次世代育成支援行動計画で説明すれば、教育委員会が主体となる部分では、“地域における子育て支援の充実”という柱に“子どもの生きる力の育成に向けた環境づくりの推進”と“家庭と地域の教育力の向上”という小枝が示されており、この中でこれらを進めていこうということが表わされている。

・策定においてはその基である総合計画や他の計画との整合性をとりながら策定されており、それぞれの視点が違うため、同じ言葉で示しておるものもあれば、同じことを言おうとしているが言い方が変わっていたり、体系が違っていたりするものがある。

・今回策定される教育行政の大綱については、計画とは少し違った位置づけになるが、他の計画との整合性をとっていく必要がある。また、法律上、国の策定した第2次教育振興基本計画の評価指標を参照することとなっており、一定、これとの整合性も図る必要がある。

・教育委員会が大綱策定後、作ろうとしている(仮称)教育振興基本計画アクションプランは、この大綱及び第2次教育振興基本計画を具体的に進めるためのものである。



## 総合教育会議大綱策定スケジュール（案）

回	開催日	大綱策定にかかる議題	その他
第1回	4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定の考え方（踏まえるべき国の教育振興基本計画の確認）</li> <li>策定スケジュールの確認</li> <li>大綱の構成案の検討</li> <li>大綱に盛り込む重点事項の検討</li> </ul>	
第2回	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大綱の構成の決定</li> <li>大綱に盛り込む重点事項の検討</li> </ul>	
第3回	6月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点事項案の提案とそれにかかる現状と課題の説明</li> <li>重点事項案の検討</li> </ul>	
第4回	7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点事項の決定と現状と課題の確認</li> <li>重点事項にかかる主な取り組みと目標の検討</li> </ul>	
第5回	8月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大綱素案の提案、検討</li> </ul>	
第6回	9月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大綱案の決定</li> </ul>	

\*日程は予定ですので、予告なく変更する場合があります。





## 東大阪市教育行政の大綱（構成案）

### 1 大綱策定の目的

目的、背景（法的根拠）、策定体制、教育振興基本計画との関係等について記述

### 2 東大阪市の教育行政の重点目標

※5点前後に絞って設定

※それぞれの項目に関する現状と課題を記載

※それぞれ主な取り組みと成果指標を記載

### 3 大綱に基づく教育行政の推進体制

大綱を踏まえたアクションプランである教育振興基本計画を策定し、それに基づく具体的取り組みを進めることを記載

市長部局の役割について記載

評価、見直しの仕組みを記載